

---

## 第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

令和7年12月19日(金曜日)

---

### 議事日程(第4号)

令和7年12月19日 午後1時30分 開議

- 日程第1 陳情第10号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める  
陳情 (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第12号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情 (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第3 議案第48号 日吉津村企業版ふるさと納税基金条例
- 日程第4 議案第49号 日吉津村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第50号 日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第51号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第52号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第53号 日吉津村税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第54号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第55号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第56号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第57号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第6回)
- 日程第13 議案第58号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)
- 日程第14 議案第59号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)
- 日程第15 発委第5号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める  
意見書について
- 追加日程第1 発委第6号 衆議院議員の定数削減に反対する意見書について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情第 10 号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める  
陳情 (教育民生常任委員長審査報告)

日程第 2 陳情第 12 号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情 (総務経済常任委員長審査報告)

日程第 3 議案第 48 号 日吉津村企業版ふるさと納税基金条例

日程第 4 議案第 49 号 日吉津村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 5 議案第 50 号 日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第 6 議案第 51 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 52 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 53 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 54 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 55 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 56 号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 57 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 6 回)

日程第 13 議案第 58 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予  
算 (第 2 回)

日程第 14 議案第 59 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 7 回)

日程第 15 発委第 5 号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める  
意見書について

日程第 16 議員派遣の件について

日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（10名）**

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 里英樹                      書記 ..... 森下瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ..... 中田達彦	副村長 ..... 小原義人
総務課長 ..... 橋田和久	福祉保健課長 ..... 矢野孝志
建設産業課長 ..... 福井真一	教育長 ..... 奥田和弘
教育次長 ..... 横田威開	出納室長 ..... 景山美穂

---

**午後1時30分開議**

○議長（山路 有君） みなさんこんにちは。ただ今から、令和7年12月第4回定例会最終日、討論採決を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 陳情第10号**

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第10号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情を議題とします。本陳情については、本会議において教育民生常任委

員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

**○教育民生常任委員長（河中 博子君）** 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託された陳情第10号の審査結果を、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

陳情第10号令和7年12月19日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。陳情提出者、米子市博労町三丁目44-1鳥取県生活と健康を守る会連合会会長安田共子。件名、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情。

審議は12月12日朝9時から役場内議会委員会室で行い、趣旨採択1、採択3で採択となりました。出席者、敬称を略します。石原浩明、江田加代、長谷川康弘、前田昇、河中博子以上教育民生常任委員5名と議会事務局から里英樹事務局長の6名です。

陳情の概要とその審議内容、2013年から2015年まで生活保護基準のうち生活費の部分にあたる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられました。この引き下げについて、29の都道府県で1027人の原告が取り消しを求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が厚生労働大臣の判断は、裁量権の範囲の逸脱またはその乱用があり、違法であるとして、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡しました。しかしながら、判決から4カ月以上が経過した今も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や、原告が求める保護費の遡及支給など、全面的な被害回復の措置も取られず違法状態のままです。

数百万人規模の生活保護利用者が、10年以上にわたって違法な基準のもとで、最低限度以下の生活を強いられ、憲法25条すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。憲法13条、すべて国民は個人として尊重される、この精神に反して侵害され続けている状態にあります。

以上のことから、政府厚生労働省に対して最高裁判決に従い、速やかな対応を行うことを貴議会から要請していただくよう陳情しますというものです。

陳情の項目は4点、1、違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し真摯に謝罪すること。2、国の責任において生活保護費の遡及支給と、全面的な被害回復の措置を速やかに取るとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うことなど、お手元に配付の4項目です。

審議内容と致しましては、趣旨採択が1人、他の3人は次の理由で採択すべきとなりました。すなわち原理原則の精神に従って採択、10%引き下げは現代未聞であった採択。最高裁の判決に従

って速やかに実施を採択という内容で採択すべきとなりました。以上で報告終わります。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終ります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終ります。

これから陳情第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって陳情第 10 号は採択することに決定いたしました。

---

## 日程第 2 陳情第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、陳情第 12 号衆議院議員の定数削減に反対する陳情についてを議題とします。本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。陳情審査報告、総務経済常任委員会に付託されました陳情第 12 号、衆議院議員の定数削減に反対する陳情、12 月 12 日 13 時 30 分から委員会におきまして審査を行いましたので、その審査と結果について報告いたします。出席者は敬称を略します。橋井、加藤、斉田、山路、松田の常任委員 5 人と里事務局長が出席し、慎重審議を行いました。この陳情の衆議院議員定数削減に反対する陳情は、平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会、代表世話人村上俊夫氏からの陳情であります。

陳情で出された主な意見について報告します。国会議員の定数を減らすことは、鳥取県でも 1 名減になる可能性もあり、県民として意見が通らなくなる。次に、地方の中で財政的な関係で定数を減らす中、国も定数削減をしながら財政努力を行うべきである。定数削減を行うべきではない。財政的に削減するのであれば、何か違うやり方があると思う。さらに現状を生かし地域に目指した議員を押しすべきである。

次に、地方議員も定数削減をしながら自助努力している現状であるが、定数削減問題は国を揺るがす大きな事案であり、ここで地方議員が議論するのは時期尚早である。など、慎重審議を行い採択 2、不採択 2、同数となり、委員長が不採択に周り最終的に反対多数で不採択と決しました。皆様のご賛同よろしく申し上げます。以上で終わります。

**○議長（山路 有君）** 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山路 有君）** 質疑はないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

**○議員（3 番 江田 加代君）** 3 番、江田です。陳情第 12 号衆議院議員の定数削減に反対する陳情について、先ほどの委員長報告は不採択にすべきでした。〔「マイクを近づけてください」と呼ぶ者あり〕はい、失礼しました。

私は、先ほどの委員長報告の不採択にすべきに反対の立場で討論いたします。

日本の国会議員の数は、人口比で考えると諸外国と比較してそんなに多くありません。比例方式であれば、1 票の格差の問題もなくなりますし、多様な民意を一番反映できるシステムです。民主主義の社会では、選挙制度を検討するのであれば、民意が反映されるシステムを大切にしなければいけません、選挙制度や議員定数の問題は民主主義の基本であり、慎重に考えなくてはならない事案であり、与党の独断で決めるべきものではないと考えます。野党も含めて議論を尽くし、全体的な同意の上で改革がなされるべきと考え、先ほどの委員長報告の不採択に対して反対の討論といたします。皆様のご賛同よろしくお願いたします。

**○議長（山路 有君）** 次に賛成討論はありませんか。

加藤議員。

**○議員（2 番 加藤 修君）** 2 番、加藤です。陳情第 12 号、委員長報告に賛成、原案に反対の

立場で討論をいたします。

大型補正予算の成立、2026 年来年の 4 月から小学校の給食費の無償化など、大幅な歳出増が見込まれる中で、議員の定数削減による歳出カットは当然であると考えます。皆様方のご賛同よろしくをお願いをいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第 12 号は採択することに決定しました。

---

### 日程第 3 議案第 48 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 48 号日吉津村企業版ふるさと納税基金条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 49 号日吉津村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

はい、江田議員。マイクを気をつけてください。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 49 号日吉津村乳児等通園支援事業の設備

運営に関する基準を定める条例について、私は反対する意見を述べ討論といたします。

子ども子育て支援法には、政府が医療保険者から、支援金納付金を徴収する義務を負うと定められました。子育て支援金は、社会保険料と位置づけられました。通園制度の財源構成は、公費が5割、各医療保険に上乗せする支援金が5割となっています。このことは、公費が中心であった児童福祉保育の財源のあり方が、大きく変わったことを示しています。介護保険の財源構成と同じ財源構成になりました。介護保険は、介護保険料と介護給付費が連動する仕組みになっており、介護施設や介護サービスの利用者の増加や、介護職員の待遇を改善し、人員配置基準を手厚くするため、介護報酬を引き上げると、介護給付費が増えて介護保険料の引き上げに連動します。

また、介護サービスの報酬単価の引き上げは、利用者負担に跳ね返ってくる仕組みになっています。このような制度のもとで、3年ごとの介護保険の制度見直しのたびに、介護給付の抑制策が取られてきました。現在も続いております。この抑制策による介護職員の過重負担が原因で、人手不足が深刻化し、介護サービス提供事業者の倒産、撤退件数が増えています。

通園制度の財源構成も、半分が医療保険料に上乗せされる子育て支援金となっており、介護保険と同様の問題をはらんでいると考えます。通園支援事業の運営を安定させ、そこで働く保育士さんたちの処遇改善をしようとする、通園制度の単価を引き上げなくてはなりません。それは、支援金を上乗せした医療保険料の引き上げにつながります。

単なる財政調達的手段として、社会保険制度を通じて、子育て世帯でない多くの国民にとっては、負担のみで給付なしのかくれ増税となり、医療保険制度への信頼が失われることが危惧されます。

以上が、私の反対討論でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第50号日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。議案50号日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に、反対の立場で討論いたします。討論の内容は、先ほどの49号の討論でお願い致します。ご支援よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第51号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第51号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第52号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第52号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 53 号日吉津村税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 54 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 54 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 55 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 55 号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。  
この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 56 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。  
この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 57 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 57 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。  
この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13 議案第 58 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 58 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから討論を行います。討論ありませ

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

**○議長（山路 有君）** 起立全員と認めます。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 59 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 14、議案第 59 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）を議題とします。

本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました議案第 59 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ 5,193 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 7,928 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げますので、初めに 5 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費に 1,447 万 4,000 円の増額を計上しておりますが、これは国の物価高騰に伴う経済対策による、子供 1 人当たり 2 万円給付を行います、物価高騰子育て応援手当による扶助費の増額が主なものでございます。

つづいて、第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 3,746 万 1,000 円の増額を計上しておりますが、これも国の物価高騰対策として行う、日吉津元気回復商品券第 8 弾を発行する予定であり、1 人当たり 1 万円の商品券を配布するための増額が主なものでございます。なお、それぞれの給付等につきましては、1 月の中旬に支給することをめどに準備を行ってまいりたいと考えております。

つぎに、歳入についてご説明申し上げますので、4 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では、3,745 万 9,000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました商品券事業に充当するための、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額によるものでございます。同款、同項、第 2 目民生費国庫補助金では、1,447

万円の増額を計上しておりますが、これも子育て応援給付事業に充当するための、物価高騰子育て応援手当給付交付金の増額によるものであります。なお、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で調整しております。

以上、議案第59号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

**○議員（8番 橋井 満義君）** 8番、橋井です。若干全員協議会で質問しきれなかったところを再度、質問したいなと思います。2点であります。些細なことですので、これは見方の違い等があつてはいけませんので、ご答弁を賜りたいと思います。

概要書の中での方が、わかりやすいかなと思いますが、今回対象者が、児童手当の支給対象児童、これは令和7年9月30日ということの時点で計算されておりますが、これが0歳から高校3年生までと記述されております。これ高校3年生とされておりますのは、あえて18歳ではないということの分と、高校3年生というのは規定が結構曖昧、曖昧と言つては失礼ですね。この部分では、どう扱ったらいいのかなというふうに思いましたので、この高校3年生という規定は、いかなる規定に基づいたものであるのか。これがまず1点。

それから事業費の内訳の中で、節の13節、使用料及び賃借料、これについては予算書の中では6万6,000円、複写機の借上料が6万6,000円となっております。これについては今回、この事業のために複写機の6万6,000円をこれ借上料となっておりますから、設置料とか云々の導入の料金ではないという判断に基づくのかなというふうに伺えるわけですが、これはずっと継続して云々という概念ではないのではないかなというふうに、賜るところであります。これについてご回答いただきたいと思います。

以上、18歳ではなく高校3年生、そして6万6,000円の借り上げ料、この2点について回答いただきたい。以上です。

**○議長（山路 有君）** 矢野福祉保健課長。

**○福祉保健課長（矢野 孝志君）** 橋井議員の質問にお答えいたします。まず、高校3年生ということですが、国が示しております中で、高校生年代までという言い方になっておりまして、それを高校3年生という表現をさせていただいたところがございますが、18歳までというこ

とで理解いただければ結構かなと思っております。

それと複写機借上料の件でございますけども、これは現在借り上げてるものに対する支払いでございまして、この手当を支給するあたって、いろんな通知を出させていただく印刷を自前でするものですから、それに対して710人の対象者を見込んでるところでございますけど、その分を今ある印刷機、コピー機ですね、それで作成するというところで考えてるものですから、その相当額をこの経費で補填させていただくという考えでございまして、新たに借りるということではございません。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） この回答の中で、ちょっと私わからわからない部分があるのは、18歳とせずには高校3年生というのの規定を、国の方は高校生の間はということのように賜ったんですけども、その高校生の間ではずっと高校3年生続けることができますよね。言葉の表現が適切かどうかはちょっと別にして、それ可能ですよね。その点について、私は今ちょっと取り上げて申し上げておりますので、そこはいかがなことなのかということをお答え、再度、いただきたい。

それから6万6,000円、これ借上料でということで、新たに借り上げではなくて既存の、要するにこれコピー機なんで、コピー機のリース料が今既存の複写機を持ってて、そのものが今回これの710人分の仕事をこなさなくてはいけないので、今既存のある複写機を利用することによって、この6万6,000円の要するに国県支出金を利用して、今の現状あるもののリース料を充当してもよろしいということの、考えなんですかというふうにとれるんですが、そこいかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。最初の高校生ということでは、確かにずっと高校生でおられる方がいるかもしれませんが、この表現が高校生年代というのが18歳までという解釈でおりますので、18歳ということでは理解いただければと思いますが、国がそういった高校生年代ということを書いていたために、高校3年生までという表現にさせていただいたということで、最初と同じ回答でございますけども、そういったことで理解してるところでございます。

もう一つの複写機借り上げ料は、リース料に充当なんですけども、1枚あたりとか、リースの基本料金とかあったりして、それを勘案して1枚あたりの単価を計算して、710をかけたところで6万6,000円を計算したところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 今、回答いただいたものをまとめるわけではないですけども、ようするに、高校生という云々の概念はあくまでも国を示しているのに基づけば、18 歳であるということを、当局としてはその範囲内で解釈をしておるということで、履行しようということと間違いのないということですね。

それとこの6万6,000円のこの些細なこのコピー機の話なんですけど、現状あるものの要するに710枚分で割り算をした、割り算をしたというよりもそこに充当できるうる部分は、既存のものを経費分として、この今回の国県支出金を充当してよろしいよということの中で、ここのお金を自前のもんじゃないなくて、ここにさせていただけるということを考えての執行できるということと、お金を使い方と考えられたということと解釈してよろしいんですかね。それで終わりたいと思います。答弁があれば。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。今おっしゃったとおり、最初18歳までということで間違いございませんし、後は自前で作成したコピー相当額、それをここで充当してもいいということで解釈しておりまして、あの計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。ないようですので以上で質疑を終ります。

これから討論を行います。最初に反対討論ありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終ります。これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長(山路 有君) 日程第 15、発委第 5 号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(河中 博子君) 教育民生常任委員長の河中です。陳情第 10 号採択の結果に基づき発委致します。

発委第 5 号令和 7 年 12 月 19 日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書(案)。

2013 年から 2015 年まで生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10%引き下げられた。この引き下げについて 29 の都道府県で 1027 人の原告が取り消しを求めて提訴したところ、令和 7 年 6 月 27 日、最高裁判所が厚生労働大臣の判断は、裁量権の範囲の逸脱、またはその乱用があり違法であるとして、生活保護費減額が違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡した。この最高裁判決を受け、国には速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められる。

しかしながら判決から 4 カ月以上が経過した今も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪も、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置も取られず、違法状況、状態、利用者の不安が続いている状況にある。生活保護利用者の多くは、高齢者、障がい者及びひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が、10 年以上にわたって違法な基準のもとで、最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権、憲法第 25 条と、個人の尊厳、憲法 13 条を侵害され続けている状態にある。

近年の物価高騰も重なり、利用者等の消費の抑制は地域経済への悪影響にもつながっている。また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、生活保護費引き下げに伴い、これらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し必要な対応を図ることも必要である。

さらに、被害回復への対応については、自治体において膨大で困難な作業が想定されるが、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

1、違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し真摯に謝罪すること。

2、国の責任において、生活保護費の遡及支給等全面的な被害回復の措置を速やかに行くとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うこと。

3、違法な減額処分を行った経過と原因について、原告、弁護団、生活保護利用者など、当事者も入れた検証を行い、再発防止策を明らかにすること。

4、生活保護基準に連動した諸制度利用者についても、影響を調査し侵害された不利益を回復すること。

令和7年12月19日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上の5機関です。終わります。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

**○議長（山路 有君）** 起立少数と認めます。したがって、発委第5号は否決されました。ここで暫時休憩をとります。

**午後2時24分休憩**

-----  
**午後2時25分再開**  
-----

### **追加日程第1 発委第6号**

**○議長（山路 有君）** 再開します。追加日程第1、発委第6号衆議院議員の定数削減に反対する意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

**○総務経済常任委員長（松田 悦郎君）** 発委第6号、日吉津村議会議長山路有様、提出者総務経済常任委員長松田悦郎。衆議院議員の定数削減に反対する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により、報告します。

衆議院議員の政策に反対する意見書。案、自民党と日本維新の会は11月12日、衆議院議員定数削減に関する協議を開始した。これは自民党と日本維新の会の政権協議の一丁目一番地とされ

るもので、両党は臨時国会での成立を狙っている。とりわけ維新は比例代表 50 削減を主張している。こうした動きは身を切る改革の美名に隠れて国民の批判が大きい企業、企業団体、裏金問題への関心をそらし、議員の定数問題にすり替える目くらましである。仮に維新が主張する比例 50 減が実現した場合どうなるのか。東京新聞は昨年 10 月の総選挙得票のもとに、議席数を予測している。その結果、議席減少率は自民党 9%、立憲民主党 6%、公明党と共産党は各 25%、れいわ新選組が 33%、参政党と保守党が過去 67%と小規模政党に不利となることが明らかである。

衆議院の比例代表制度は、小選挙区で多くの死に票が出て、大政党に有利に働くことを救済する大切な役割を持っている。これを削れば、現在は過半数割れしている与党に再び過半数を維持させることになる。自民党、維新の与党が過半数を維持すれば医療費の削減とする社会保障、失礼しました、ちょっと字がいろいろと分からん事があって、申し訳ありません。そこに皆さん方に書いてあるとおりですね。ちょっと読み上げます。大増税とセットになった大軍縮、スパイ防止法の政党など、国民負担を拡大する政策が、推し進められる懸念がある。ちなみに 11 月 23 日の TBS ラジオ森本毅郎スタンバイでの問題を取り上げ、リスナーに意見を求めたところ、突然で論外、そもそも国会議員の数は多くない。政党助成金をやめれば 300 億円以上の削減となる。露骨な少数政党を潰し、党利党略の下品な意思表示、与党だけで決められるものではない。などの声が寄せられたそうである。また議会は行政の監視も担っているので、議員定数削減は民主主義の仕組みを弱め、政府や与党を利するだけで、少数意見や地方の声が国政に届きにくくなるなど弊害しかない指摘もあったところである。このような趣旨から地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。衆議院議員の定数の削減を行わないこと。令和 7 年 12 月 19 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先、額賀衆議院議長、関口参議院議長、以上です。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**○議長（山路 有君）** 起立多数と認めます。したがって、発委第 6 号は原案のとおり意見書を提出することに可決しました。

---

## 日程第 16 議員派遣の件について

**○議長（山路 有君）** 日程第 8、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。この

件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第 17 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（山路 有君） 日程第 17、総務経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。総務経済常任委員会委員長から目下委員会において、審査中の事件、陳情第 11 号米子境港間高規格道路のルート帯案 1、国道 431 号線の道路空間を活用する案における日吉津村への影響を懸念する国土交通省等へ伝えることを求める陳情については、審査日時不足のため、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出があります。所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則 75 条の規定によりお手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### 日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 20、広報広聴委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案はすべて議了しました。これをもって会議を閉じ、令和7年第4回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員